

申告の際は、マイナンバーの提示が必要です！

社会保障・税番号（マイナンバー）制度の導入により、令和3年度町・県民税申告書および令和2年分所得税確定申告書の提出の際には、マイナンバーの記載および本人確認書類の提示が必要となります。

必要な本人確認書類は次のとおりです。

マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方

マイナンバーカードをお持ちください。マイナンバーカードには顔写真が付いているので、マイナンバーカードのみでマイナンバーおよび本人の確認が可能です。

マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちでない方

ご記入いただくマイナンバーと、そのマイナンバーの持ち主であることの確認書類が必要なため、確認書類①と②をお持ちください。

確認書類① マイナンバーの確認書類

例) 通知カード*、住民票の写しまたは住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限り）などのうちいずれか1つ

※「通知カード」は令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。

確認書類② マイナンバーの持ち主であることを確認できる書類

例) 運転免許証、パスポート、身体障害者手帳などのうちいずれか1つ（※写真表示のない身元確認書類（保険証等）の提示のときには、2種類以上の書類が必要です。（例保険証とキャッシュカード等）

譲渡所得・青色申告等の申告相談について

次のような申告を希望される方は、柳井税務署で申告相談をお願いします。

- 株式や土地などの譲渡所得、山林所得、先物取引に係る雑所得
- 青色申告 ○損失申告
- 初めて住宅借入金等特別控除を受ける申告

「申告相談所」の会場が変わります

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和3年の申告相談から会場が変わる地区があります。

その他の会場を含む全体の「申告相談所開設日程」については、1月号の広報でお知らせします。

地区	(旧) 会場	(新) 会場
大島	大島庁舎	しまとびあスカイセンター
橘	橘総合支所	橘総合センター

周防大島町シルバー応援クーポン券の利用期限は1月31日までです

■問い合わせ

福祉課 民生福祉班

☎ 0820 (77) 5505

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた町内在住の高齢者および町内事業者への経済的支援を目的として、周防大島町シルバー応援クーポン券を70歳以上の方全員へ9月末に送付しています。

利用期限が近づいていますのでまだクーポン券をお持ちの方は是非ともご利用ください。

■利用期限 令和3年1月31日(日)

■利用方法

- ・取扱店で1,000円（税込）につき1枚（500円割引）の使用ができます。
- ・取扱店は、周防大島町商工会ホームページもしくは、取扱店に掲示してある取扱店表示ポスターにてご確認ください。

